

輸出等新規需要獲得事業実施要領

制定

令和2年4月30日2食産第599号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付2食産第607号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの2の（1）の輸出等新規需要獲得事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和2年4月30日付2食産第608号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人

（2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規約があること。

（4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 連携体制の構築・調査等

外食・中食事業者及び食品製造事業者等との連携体制の構築等、2及び3の事業を実施する外食・中食事業者及び食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加等、輸出に関する調査、優良事例の取りまとめ等

（補助対象経費）

上記1については、本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招

へい者・派遣者の国内外における活動費、PRスタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、商品代、評価費、広報に係る経費（開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費及び試験販売等に係る経費（調査費、プロモーション費、研修費等）等

2 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等

事業実施主体は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、加工食品の輸出の減少等の影響を受けている外食・中食事業者及び食品製造事業者等が実施する（１）及び（２）の事業について、その要する経費を補助するものとする。

（１）国産原料を活用した加工食品・外食メニューの開発・PR等

外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・PR等。

（２）新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備等

外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した新商品の製造・貯蔵・販売用機械の改良、新たに開発した機械又は共同化設備の導入・設置等。

（補助対象経費）

上記２については、本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PRスタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費、商品代、評価費、広報に係る経費（開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）及び試験販売等に係る経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、原材料費等）等

3 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援

事業実施主体は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等が国産原料の供給事業者との間で、価格及び調達量を含む３年間以上の長期調達契約を締結した場合、契約期間のうち初年度の国産原料への切替に伴う掛かり増し経費を補助するものとする。

（補助対象経費）

上記３については、国産原料代（輸入原料代との差額分）

第４ 補助率

本事業の補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第５ 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和２年度とする。

第6 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体者の経営に関する書類（令和2年1月から4月のいずれかの月の前年同月比減を示す書類、HP等により法人の事業内容が随時更新されているか等）
- (2) 事業実施能力（主たる責任者には管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）
- (3) 事業実施方法として新商品を開発し、輸出等の目標達成する実現可能性（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）
- (4) 実施方法の効率性（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか等）
- (5) 事業の効果（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性は見られるか等）
- (6) 本予算の趣旨を踏まえ、輸出に取り組む事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸出等の減少に食品産業等に大きな影響を与えていることから、輸出の回復時には、反転攻勢をかけられる取組であることはもとより、輸出が行えない場合であっても商流の回復後には、本格的な輸出に繋がる取組を実施すること。
- (7) 第3の3の事業については、安定的に国産農林水産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者又は生産者団体等（以下「生産者」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に3年間以上締結すること。また、協議会においては、構成員である外食・中食事業者及び食品製造事業者等が生産者との間で原料供給契約を締結すること。
また、3年間以上の継続的・安定的に利用する計画及び海外展開に向けた計画を策定すること。
- (8) 第3の3の事業の採択にあたっては、次の事項に加点するものとする。
 - (ア) 継続的・安定的に利用する計画
 - ① 切り替え後の国産原料の増加割合
 - ② 契約年数・数量・方法
 - (イ) 海外展開に向けた計画
 - ① 国産原料を使用した商品の輸出額及び国産原料を使用した商品の売上額の増加割合
 - ② 一人当たりの労働生産性向上等の経営体質強化等
 - ③ 令和2年度中に輸出を行う計画の策定

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1のIの2の(1)の輸出等新規需要獲得事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第8 事業の成果目標

事業実施主体の成果目標は、令和2年度に新商品開発、設備の導入及び国産原料への原料切替等を実施後、3か月以内における輸出額、輸出増加割合、輸出量又はインバウンドの来店客若しくは売上額の増加率とする。ただし、その他の目標として、(1)から(3)も含めることができるものとする。

(1) 目標年度における売上額・増加割合

(2) 国産原料の使用量・増加割合

(3) 労働生産性等の経営力関連指標の向上

第9 事業の実施

1 事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い並びに補助金の交付手続等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

(1) 事業実施主体は、第3の2及び3の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、外食・中食事業者及び食品製造事業者等を公募により採択するものとする。

公募選考会は、第3の2及び3の事業については、外食・中食事業者及び食品製造事業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う第3の3の事業は、第6の(7)及び(8)の要件を含め審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、採択された事業計画を取りまとめ、別記様式4により、食料産業局長に報告するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体にあっては第3の1の内容の一部を、外食・中食事業者及び食品製造事業者等にあっては第3の2及び3の内容の一部を他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添1の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長

の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

（１）委託先

（２）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第10 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業の成果について、事業実施年度から3年間、毎年度、別記様式5による実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業者の成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

第11 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第12 収益納付

1 事業実施主体、外食・中食事業者又は食品製造事業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式6により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに食料産業局長に報告するものとする。ただし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるもの

とする。

- 2 食料産業局長は、事業実施主体、外食・中食事業者又は食品製造事業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。

第14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第15 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 外食・中食事業者及び食品製造事業者等は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付要綱第17における規定は、事業実施主体のほか外食・中食事業者及び食

品製造事業者等にも適用する。

第 16 留意事項

事業実施主体の職員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 17 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

別表

事業内容	補助率
1 連携体制の構築・調査等	定額
2 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等 (1) 国産原料を活用した加工食品・外食メニューの開発・P R 等 (2) 新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備等	1 / 2 以内
3 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援	1 / 2 以内

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 607 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（注 1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添 1 を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添 1 には実績を記載すること。

別添 1

第 1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	（１）委託先 名 （２）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- （注） 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表 1 の輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 事業実施主体の概要

事業名	輸出等新規需要獲得事業
-----	-------------

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		URL	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		URL	

団体概要

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）

2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

2. 事業概要

1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(委員会等の委員構成)

※委員会等の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

2 実施方法

3 実施体制

（事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。）

4 実施スケジュール

（委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。）

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

（具体的な成果目標等の記載例）

- ・ 使用額に見合った輸出額。
- ・ 使用量に見合った国産農産物等の使用量の増加
- ・ 使用額に見合った輸出可能性のある新商品の開発・改良。
- ・ 輸出向け新商品を 5 件以上開発
- ・ 労働生産性の伸び率を 3 %以上とする。
- ・ 輸出実行可能性のある 3 以上の提案。
- ・ 使用額に見合った商談成立数。

6 事業成果・効果の検証方法

別記様式 3（第 9 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業実施規程の（変更）承認申請について

輸出等新規需要獲得事業実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 599 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 1 の規定に基づき、事業実施規程の承認を申請する。

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業の事業実施計画の報告について

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 599 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 の（2）の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

（注） 別紙として、事業実施計画を添付すること。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業に係る事業成果の報告について

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 599 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 2 の規定に基づき、別添 2 のとおり報告する。

（注）関係書類として別添 2 を添付すること。

別添 2

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

番 号

年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年度輸出等新規需要獲得事業に係る事業収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった輸出等
新規需要獲得事業に関する令和〇年度の収益の状況について、輸出等新規需要獲得事
業実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 599 号農林水産省食料産業局長通知）第
12 の 1 の規定に基づき、別添 3 のとおり報告する。

（別添 3）

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

（積算根拠）

（注）収益計算書等を添付すること。